

定 款

社会福祉法人 年長者の里

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ロ) 生活支援ハウスの受託経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法にいう介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- (ホ) 老人介護支援センターの経営
- (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ト) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の経営
- (チ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人年長者の里という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を福岡県北九州市八幡東区大蔵三丁目 2 番 1 号に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 9 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置くこととし、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

第 4 章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 8 名以内
 - (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、2 名を常務理事とすることができる。
 - 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第四十五条の十六第二項第二号の業務執行理事とする。
 - 5 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 16 条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 2 4 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置くこととし、その都度理事の互選で定める。

(権限)

第 2 5 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 2 6 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 2 7 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 2 8 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第 2 9 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北九州市八幡東区大蔵三丁目 1 3 6 0 番 1 0 所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺二階建養護老人ホーム西峰園
園舎 1 棟（1, 5 6 6. 4 4 平方メートル）
- (2) 北九州市八幡東区大蔵三丁目 1 3 6 0 番 1 0 所在の養護老人ホーム西峰園
敷地（2, 1 1 7. 3 4 平方メートル）
- (3) 北九州市八幡東区大蔵三丁目 1 3 6 0 番 3 及び同 1 3 6 0 番 4 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根四階建特別養護老人ホーム大蔵園、グループホーム八幡、生活支援ハウス八幡

建物（４，０１４．５９平方メートル）

- (4) 北九州市八幡東区大蔵三丁目１３６０番３所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 大蔵園デイサービスセンター
園舎１棟（３４８．９７平方メートル）
- (5) 北九州市八幡東区大蔵三丁目１３６０番３所在の特別養護老人ホーム大蔵園及び大蔵園デイサービスセンター
敷地（４，４１５．３５平方メートル）
- (6) 北九州市八幡東区大蔵三丁目１３６０番７所在の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根三階建老人保健施設正寿園
園舎１棟（３，２７６．０８平方メートル）
- (7) 北九州市八幡東区大蔵三丁目１３６０番７所在の老人保健施設正寿園
敷地（２，５００．００平方メートル）
- (8) 北九州市八幡東区大蔵三丁目１３６０番１４及び同１３６０番１５所在の鉄筋コンクリート造陸屋根四階建軽費老人ホームケアハウス八幡
園舎１棟の内（３，２６４．８８平方メートル）
- (9) 北九州市八幡東区大蔵三丁目１３６０番１４、同１３６０番１５、同１２４０番６、同１２４０番５７及び同１２４０番５８所在の軽費老人ホーム ケアハウス八幡
敷地（８，９２３．４０平方メートル）
- (10) 北九州市八幡東区大蔵三丁目１３６０番４及び同景勝町１６２５番８所在の大蔵園増築、グループホーム八幡、生活支援ハウス八幡
敷地（２，０９５．７１平方メートル）
- (11) 北九州市八幡東区大蔵三丁目１３６０番３及び同１３６０番４所在の鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺・陸屋根四階建の内の一階年長者の里ヘルパーステーション
建物（５７．４６平方メートル）
- (12) 北九州市八幡東区山王１丁目１４番１８号所在のグループホーム山王、山王デイサービスセンター
敷地（８７０．２３平方メートル）
- (13) 北九州市八幡東区山王一丁目１４番１８所在の鉄筋コンクリート造陸屋根二階建グループホーム山王、山王デイサービスセンター
建物（９８６．５５平方メートル）
- (14) 北九州市小倉北区白銀二丁目２４番４所在の年長者の里小倉東館
敷地（１，５５９．５７平方メートル）
- (15) 北九州市小倉北区白銀二丁目２４番４所在の鉄筋コンクリート造陸屋根五階建 年長者の里小倉東館
建物（３，０４２．５平方メートル）
- (16) 北九州市八幡東区大蔵三丁目１２４０番５８、同１２４０番８、及び１２４０番６ 所在の鉄骨鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 グループホーム大蔵

建物（225.28平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業及び第38条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北九州市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北九州市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業の経営
- (2) 訪問看護事業の経営
- (3) 社会福祉専門養成事業の運営
 - (イ) 介護職員初任者研修講座
 - (ロ) 介護支援専門員受験講座
 - (ハ) 介護福祉士受験講座
 - (ニ) 介護福祉士実務者研修講座
- (4) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業の経営
- (5) 診療所の経営
- (6) 有料老人ホームの経営
- (7) サービス付き高齢者向け住宅の経営

(8) 施設内保育施設の経営

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 不動産賃貸事業及び売電事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 39 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 9 章 解 散

(解散)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第 42 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北九州市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北九州市長に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、社会福祉法人年長者の里の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第12章 第三者委員

(福祉オンブズマン委員)

第45条 この法人は、良質の福祉サービスの提供と利用者のサービス利用についての相談・苦情・要望等に積極的に対応するために、福祉オンブズマン委員会を設置することができる。

- 2 この委員会は、介護保険サービスに関する苦情解決の「第三者委員会」の任務を兼務するものとする。
- 3 委員の任免は理事長が行う。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	大石正巳
理事	小林益夫
理事	青木晃暎
理事	西村清
理事	上段逸作
監事	神谷政志

(施行期日)

- 1 平成7年5月1日改正認可。
(準則準拠・老人介護支援センターの設置・老人保健施設の資産分割)
- 2 平成7年8月24日改正認可。
(顧問の設置・大蔵園建物面積増)
- 3 平成10年6月2日改正認可。
(準則準拠、正寿園建物面積増、所轄庁変更)
- 4 平成11年4月9日改正認可。
(軽費老人ホームの設置経営)
- 5 平成12年3月3日改正認可。
(準則準拠、介護保険法制定)
- 6 平成13年7月31日改正認可。
(準則準拠)
- 7 平成13年10月26日改正認可。
(診療所の設置経営)
- 8 平成14年1月11日改正認可。
(基本財産の処分・収益事業の追加)

- 9 平成14年3月18日改正認可。
(第二種社会福祉事業の追加)
- 10 平成14年4月26日改正認可。
(法人名の変更)
- 11 平成14年6月26日改正認可
(大蔵園増築に伴う基本財産の表記及び面積の修正)
- 12 平成15年1月22日改正認可
(第二種社会福祉事業の追加)
- 13 平成15年3月14日改正認可
(第二種社会福祉事業の追加)
- 14 平成15年7月30日改正認可
(新規デイサービス開設に伴う基本財産の表記及び面積の修正)
- 15 平成16年1月13日改正認可
(西峰園増築による基本財産の面積の変更)
- 16 平成17年1月17日
(定款準則改正に伴う基本財産を担保に供する場合の変更)
- 17 平成17年6月27日
(有料老人ホームの設置経営、穴生デイサービスセンターの設置経営)
- 18 平成17年9月5日
(老人短期入所事業の経営、精神障害者居宅介護等事業の経営、準則準拠)
- 19 平成18年12月8日
(評議員会の権限、準則準拠)
- 20 平成19年4月17日
(公益及び収益を目的とする事業、準則準拠)
- 21 平成20年4月8日
(資産の区分変更)
- 22 平成21年1月22日
(グループホーム大蔵、有料老人ホームパレス八幡の経営及び準則準拠)
- 23 平成21年6月22日
(運用財産の基本財産組入れに伴う、ケアハウス八幡敷地面積の変更)
- 24 平成22年10月12日
(第二種社会福祉事業の追加、運用財産の基本財産組入れ)
- 25 平成23年4月27日
(運用財産の基本財産組入れ)
- 26 平成24年12月21日
(各事業項目の個別事業所名削除、第二種社会福祉事業の追加、収益を目的とする事業)
- 27 平成25年3月26日
(社会福祉専門養成事業の運営内容の変更)

- 28 平成25年6月18日
(定款記載の法律名の変更、顧問委嘱に係る訂正、運用財産の基本財産組入れ)
- 29 平成25年10月7日
(基本財産の構成変更)
- 30 平成25年12月10日
(サービス付き高齢者向け住宅の経営)
- 31 平成27年3月25日
(運用財産(建物)の基本財産への組入れ)
- 32 平成28年3月25日
(社会福祉専門養成事業の追加)
- 33 平成28年5月26日
(施設内保育施設の経営)
- 34 平成29年4月1日
(社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う変更)